

業務継続計画 (BCP)

自然災害編

(介護サービス類型：共通)

法人名 : 特定非営利活動法人おたがいさま

代表者名 : 岩井徹二

所在地 : 千葉県富里市御料 6 9 4 番地 3
電話番号 : 0 4 7 6 - 9 2 - 9 5 0 1

作成日 : 2 0 2 3 年 1 1 月 1 日
改訂日 :

BCP 作成にあたっての注意事項

※本ひな形における各項目は、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」の構成に対応しています。

1. 総論

自然災害や感染症が発生した場合であっても、介護サービスを安定的・継続的に提供する。

1.1 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

- ①入所者・利用者の安全確保:
入所者は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。
- ②サービスの継続:
入所者・利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。
- ③職員の安全確保:
職員の生命を守り、生活の維持に努める。

一般的には、3日間を乗り切る！『3日間の初動対応が重要』

全体像

ガイドライン8ページの「自然災害(地震・水害等)BCPのフローチャート」に沿って自然災害のBCPを作成する。
【補足5】対応フローチャートを参照する。

【補足5】

1.2 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

- 継続的かつ効果的に取組みを進めるために推進体制を構築する。
災害対策は一過性のものではなく、継続して取り組む必要がある。また災害対策の推進には、総務部などの一部門で進めるのではなく、多くの部門が関与することが効果的である。
【様式1】推進体制の構成メンバーに体制を記入する。
- 各施設・事業所の実情に即して、既存の検討組織を有効活用する。

【様式1】

1.3 リスクの把握

(1)ハザードマップなどの確認

- 施設・事業所が所在地のハザードマップ(地震、津波、風水害)等を【補足6】に貼り付ける。
【補足6】ハザードマップを完成させる。震度や浸水深さ等を記入する。
- ハザードマップ類は見直しが行われることがあるので、定期的に確認し変更されていれば差し替えることも必要である。

【補足6】

(2)被害想定

【自治体公表の被災想定】

●自治体から公表されているインフラ等の被災想定を確認する。
被災想定から自施設・事業所の設備等を勘案して時系列で影響を想定することも有用である。
これにより被災時における自施設・事業所の状況が見える化でき、各種対策を検討していく上での土台となる。

<交通被害>

道路:3～7日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)。1～2日で仮復旧(迂回路が利用できる想定)

橋梁:迂回路を含め、3～7日で仮復旧。迂回路を含め、1～3日で仮復旧。

鉄道:1か月。2週間

<ライフライン>先の「(1)ハザードマップなどの確認」で調べた震度に基づいて、震度7または震度6のどちらかを選択し、不要な方を削除する。

上水:3週間(震度7) 7日(震度6程度)

下水:3週間(震度7) 7日(震度6程度)

電気:1週間(震度7) 3日(震度6程度) ⇒ 非常用自家発電機で50～60%の電力発電可

ガス:5週間(都市ガス)(震度7) 3週間(震度6程度) ⇒ プロパンにて手動復旧可

通信:1週間(津波の被害がない想定)(震度7) 3日(震度6程度)

【自施設・事業所で想定される影響】

●自治体発表の被災想定から自施設・事業所の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理する。

【補足7】 自施設で想定される影響を作成する。

【補足7】

1.4 優先業務の選定

(1)優先する事業

●単一事業のみを運営している場合は、本項目は割愛する。

●複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業(入所、通所、訪問等)を優先するか(どの事業を縮小・休止するか)を法人本部とも連携しておく。

<優先する事業>

(1)入所サービス…「グループホーム」

(2)訪問サービス(与薬、食事)

<当座停止する事業>

(1)通所サービス…「共用デイ」

(2)訪問サービス(入浴)

(2)優先する業務

●上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

●感染症BCPで策定した業務分担を活用し、出勤率に応じた優先業務を検討する。

【様式7】-災害 業務分担(優先業務の選定) に記入する。

【補足8】優先業務 を検討し、記入する。

【様式7】
-災害

【補足8】

●通所・訪問系では、優先的にサービスを提供すべき利用者をリストアップしておく。

【様式9】災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。

【様式9】

1. 5 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

(5-1) 研修・訓練の実施

●以下の教育を実施する。

(1) 入職時研修

・時期: 入職時

・担当: 管理者又は防火管理者、看護職員

・方法: BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を説明する。

(2) BCP研修(全員を対象)

・時期: 毎年9月1日(防災の日)を目安として実施

・担当: 管理者、看護職員

・方法: BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を共有する。

(3) 外部BCP研修(全員を対象)

・時期: 随時

・担当: 外部講師

・方法: 対面式又はズームや外部のeラーニング等を受講する。

●以下の訓練(シミュレーション)を実施する。

・時期: 毎年9月又は12月

・担当: 防火管理者、看護職員

・方法: 感染者の発生を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを机上訓練で確認する。

(5-2) BCPの検証・見直し

●以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

毎年12月に管理者が理事会に報告する。

・BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。

・教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。

・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

※継続してPDCA(Plan-Do-Check-Actの改善)サイクルが機能するように記載する。

2. 平常時の対応

介護サービスを中断させないためには、介護サービスを提供するにあたり必要な要素(建物・設備、ライフライン)を守ることが重要。

平常時の対応では、以下のステップで検討する。

- <STEP1> 自施設・事業所の安全対策 2.1 建物・設備の安全対策
 <STEP2> ライフラインの事前対策 2.2～2.7 電気、ガス、水道、通信等の対応
 <STEP3> 災害時に必要となる備蓄品の確保 2.8～2.9 備蓄品、資金の対応

2.1 建物・設備の安全対策

(1) 人が常駐する場所の耐震措置

- 建築年を確認し、新耐震基準が制定された1981(昭和56)年以前の建物は耐震補強を検討する。
 - 1981年以降でも、建築から相当な年数が経っている建物や木造の建物は、専門家の耐震診断を依頼する等を検討する。
- 【補足9】建物・設備の安全対策に記入する。

【補足9】

●耐震補強策

—旧耐震基準設計の建物のため、耐震診断を実施し、柱の補強、X型補強材を設置した。

(2) 設備の耐震措置

- 利用者・職員が利用するスペースでは、設備・什器類に転倒・転落防止の必要性を確認する。転倒・転落防止が必要な場合は、対策を検討する。
- 【補足9】建物・設備の安全対策に記入する。
- 安全対策
破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所(ガラス天井など)や避難経路には飛散防止フィルムなどの措置を講じる。
 - 不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。

【補足9】

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

(3) 水害対策

- ガイドライン12ページの水害対策例を参考に対応策を検討する。
- 【補足9】建物・設備の安全対策に記入する。

【補足9】

2. 2 電気が止まった場合の対策

2. 2～2. 7で必要となる備品は、様式6備蓄品リストに記入する。

●電気が止まった時に稼働させる設備と対応策を検討する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

①自家発電機が設置されていない場合

・医療的配慮が必要な入所者・利用者(人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等)の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討する。

・医療的配慮が必要な入所者・利用者がいるので、非常用自家発電機の導入を検討する(難しければ、レンタル等の代替措置)。

・自動車のバッテリー、電気自動車を非常用の電源として活用する。

【補足10】

【様式6】
-災害

②自家発電機が設置されている場合

・自家発電機のカバー時間・範囲を確認し、使用する設備を決めた上で優先順位をつける。

最優先: 医療機器・情報収集、優先: 照明・空調

・自家発電機は、複数の職員が使えるよう訓練を毎年実施する。

・燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策を講じる。

24時間営業のガソリンスタンド等の確認。非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等と優先供給協定を締結する。…須永石油にて対応いただける。

2. 3 ガスが止まった場合の対策

●都市ガスか、LPガスかを確認する。ガスが止まった時に稼働させる設備と対応策を検討する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

【補足10】

●対応策

暖房としてストーブと灯油を備蓄する。

LPガスのボンベとコンロを備蓄する。

調理が不要な食料(ゼリータイプの高カロリー食等)を備蓄する。

【様式6】
-災害

2. 4 水道が止まった場合の対策

(1) 飲料水

●必要な飲料水の備蓄量を計算し、備蓄する。不足に備え、確保策、削減策を検討する。

●飲料水を以下の計算式に従い用意する。

調理に水が必要、近隣避難者の受入れ等を考慮し多めの備えが必要

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

3リットル/人/日 × 25人分(職員を含める) × 7日(最低3日)=525リットル

●対応策(確保策)

近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器を準備し、水を取りに行く。

ろ過式の浄水器を備蓄する。

大規模な小売店と協定を結び、ペットボトルを優先的に提供してもらう。

【補足10】

【様式6】
-災害

●対応策(削減策)

調理に水を必要としない流動食等を備蓄する

●飲料水用のペットボトルなどの保管方法を検討する。

入所者・利用者の状況によっては、あらかじめ居室に配布するなど工夫することも一案である。

入所者・利用者の状況によっては、使用する階の倉庫に保管するのが望ましい。

●飲料水は、定期的に使用し、新しいものと入れ替える。

(2) 生活用水

●生活用水の備蓄量を確認する。不足に備え、確保策、削減策を検討する。

●貯水槽を活用する場合は、容量を記載する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

貯水槽の容量: 1500m³ (1m³=1000リットル)

【補足10】

●対応策(確保策)

災害時協力井戸(酒造会社等)を確保する。

衛生面を考慮しつつ、地下水(井戸水)の利用を検討する。(間違っても飲用しないこと)

【様式6】
-災害

●対応策(削減策) 生活用水の多くは「トイレ」「食事」「入浴」で利用

「トイレ」では、簡易トイレやオムツの使用

「食事」では、紙皿・紙コップの使用

「入浴」では、清拭で対応

2. 5 通信が麻痺した場合の対策

●被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備する。

●通信機器、通信機器のバッテリー(携帯電話充電器、乾電池等)を確保する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

●対応策(代替え通信手段)

携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、衛星電話、MCA無線機、災害時優先電話

●通信手段を決め、「携帯カード」に盛り込む。

●被災地では電話がつながりにくくなるため、同じ被災地域にいる人同士が連絡を取ろうとしても、連絡が取りづらくなることがある。そういった際には、例えば遠方の交流のある施設などを中継点とし、職員・施設が互いに連絡を入れるなど、安否情報や伝言などを離れた地域にいるところに預け、そこに情報が集まるようにしておく(三角連絡法)。

【補足10】

【様式6】
-災害

携帯カード
(様式なし)

2. 6 情報システムが停止した場合の対策

●BCP等の災害対策の文書類はデータでの保存だけでなく、すぐに使えるよう印刷してファイル等に綴じて保管しておく。手書きによる事務処理方法なども検討する。

パソコン、プリンター等の稼働に必要な機器の対応策を検討する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

●対応策

PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管しておく。

PC、サーバのデータは、定期的にバックアップをとっておく。

いざという時に持ちだす重要書類をあらかじめ決めておく。

【補足10】

【様式6】
-災害

2. 7 衛生面(トイレ等)の対策

●被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性がある。

●トイレ対策としては、簡易トイレ、仮設トイレなどを検討する。

【補足10】電気、ガスが止まった場合の対策に記入する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

【利用者】

●電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。(周知が遅れると、汚物があふれて処理業務が発生するため)。

●ビラを事前に作成し、保管しておく。

【職員】

●女性職員のために、生理用品などを備蓄しておく。

【汚物対策】

●排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。

保管場所:非常用自家発電機防護壁と青倉庫の間

【補足10】

【様式6】
-災害

2.8 必要品の備蓄

●被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する。

【様式6】-災害のシートに備蓄品を記入する。

●備蓄品によっては、賞味期限や使用期限があるため、担当者を決めて、定期的にメンテナンスを行い、リストを見直す。

【様式6】
-災害

2.9 資金手当て

●万一の場合に備えて、手元資金(現金)を準備しておく。

●平時から現在加入の保険でカバーされる範囲や補償内容等を確認しておく。
グループホームおたがいさまが加入している火災保険は、地震、水害は未補償。

3. 緊急時の対応

職員が不足し、ライフラインが停止することを踏まえ、重要業務を如何に優先して取り組むかがポイント。

緊急時の対応では、以下のステップで検討する。

- <STEP1> 初動対応の事前準備 3.1～3.4
- <STEP2> 人命安全確保対応の徹底 3.5、3.7
- <STEP3> 重要業務の継続 3.6、3.8、3.9
- <STEP4> 復旧対応 3.10

3.1 BCP発動基準

●リスク把握で洗い出したリスクに対し、発動基準を決める

<地震>

本書に定める緊急時体制は、千葉県北西部において、震度4以上の地震が発生したとき。

<水害> 避難する時間も考慮して考える。

・施設所在地の都道府県で大型で非常に強い台風の直撃が見込まれる場合。

・警戒レベル3(危険な場所から高齢者等は避難)の気象庁の大雨・洪水警報(危険度分布「警戒」)が発令した場合。

●対策本部の体制(代行者を含む)を決める。

【様式1】 推進体制の構成メンバーに記入する。

【様式1】

3.2 行動基準

●災害発生時の職員個人の行動基準を記載する。

●行動基準は安否確認方法、参集基準、各種連絡先等の必要な事項を「携帯カード」に整理して、職員に携帯させるよう運営する。

携帯カード
(様式なし)

3.3 対応体制

●対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

【様式1】 推進体制の構成メンバーに記入する。

●復旧後に活動を振り返るために活動記録をとることも重要であり、役割に入れることを推奨する。

【様式1】

3.4 対応拠点

●緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する(安全かつ機能性の高い場所に設置する)。

施設の構造と災害によって、対策本部の設置場所を検討する。

地震: (1)1階 事務所又は食堂 (2)裏手高台駐車場(津波の被害が及ばない場所)

水害: (1)同上 (2)裏手高台駐車場(水害の被害が及ばない場所)

3.5 安否確認

(1)利用者

- 利用者の安否確認を速やかに行う。
- 速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備しておくといふ。
【補足11】 利用者安否確認シートを印刷して、配備しておく
- 1F、2Fの常勤職員が利用者の安否確認を行い、管理者に報告する。

【補足11】

(2)職員

- 職員の安否確認を速やかに行う。
 - 速やかに安否確認結果を記録できるよう安否確認シートを準備しておくといふ。
【補足12】 職員安否確認シートを印刷しておく
- ＜施設内＞
- ・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて1F、2Fの常勤職員が点呼を行い、管理者に報告する。
- ＜自宅等＞
- ・自宅等で被災した場合は、①電話、②携帯メール、③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身の安否情報を報告する。
 - ・報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

【補足12】

3.6 職員の参集基準

- 災害時は通信網の麻痺などにより、施設から職員への連絡が困難になるため、災害時に通勤可能か、また災害時の通勤所要時間等も考慮しつつ、県北西部で震度5「強」以上が発生した場合、原則、全職員が一度、グループホームまで自動参集する！。

- 職員の連絡先を整理する際に、参集の可能性も判断しておく。
【様式5】(部署ごと)職員緊急連絡網に記入する。

- 参集しなくてよい状況を明確に定めて記載することが望ましい。

- 「携帯カード」に参集ルールを記述する。

●参集基準

＜フェーズ1＞

対象職員:理事長、副理事長、管理者、アドバイザー、主任、介護支援専門員

(大雨・洪水警報の予報時は、日中のうちに対応協議し行動開始！台風上陸時での外出は極力避け、特に接近時でも危険を伴う風雨、夜間等視界が悪い時は自宅待機)

地震:県北西部(印旛圏域の富里、成田、八街周辺)で震度5「弱」が発生した場合

水害:中部、東海、伊豆半島 付近での台風が大型で非常に強い(風速44～54、気圧915～950)場合で県に上陸の恐れ又は県北西部で大雨警報(土砂災害)、洪水警報が発表されたとき。

＜フェーズ2＞

対象職員:全職員(大雨・洪水警報の時は、フェーズ1の対象職員の参集、対応とする)

地震:県北西部(印旛圏域の富里、成田、八街周辺)で震度5「強」以上が発生した場合

水害:フェーズ1以上

- 下記に該当する場合は、参集基準に該当する場合においても、原則、参集の対象外とする。

- ・自宅が被災した場合
- ・自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合や安否が不明な場合
- ・育児、介護、看病があり他の家族での対応などの調整が困難で離れられない場合
- ・持病や年齢的な不安で長距離の歩行に不安があり職場まで10km以上の距離がある場合
- ・他にその場を離れられない事由がある場合

【様式5】

携帯カード
(様式なし)

3.7 施設内外での避難場所・避難方法

勤務者の少ない祝祭日や夜間、あるいは荒天などを想定して検討しておくことが望ましい。

(1) 施設内

●被災時には順序正しく、整列して避難はできないことが想定され、やること(どこへ、どのように避難させる)、注意点(車いすの方など)を職員各自が理解した上で臨機応変に対応する。

●避難場所／避難方法

(1) 1・2階共に各階の食堂・ホール

(2) 上記の(1)の場所が使えない場合、1F事務所／自家発・昇降機停止時はおんぶらっく使用

(2) 施設外

●ハザードマップなどを確認し、津波、河川の洪水浸水想定区域および土砂災害警戒区域に立地している場合は、避難確保計画を検討する。

●避難場所／避難方法

(1) 中庭／見守り歩行者は車椅子を使用いただく

(2) 富里市農林業センター／車椅子で移動避難

(3) 介護老人保健施設「龍岡ケアセンター」／送迎用車両、必要に応じ職員の通勤車両や受入施設の送迎車両により避難。

(3) その他

●水害の場合、行政などが出す避難情報を理解し、避難のタイミングを検討しておく。
避難する時間も考慮して考える。

施設所在地の都道府県で大型台風の直撃が見込まれる場合。

警戒レベル2の気象庁の大雨・洪水・高潮注意報が発令した場合。

●2021年5月から警戒レベルの定義が見直されました。下記のホームページを参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html>

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報	相当する 土砂災害 警戒レベル
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全が確保できず、命の危険が及ぶ恐れがある場合、直ちに避難する。	緊急安全確保 ・必要に応じて避難指示を発令する。	大雨 特別警報 土砂災害 警戒情報 高潮 特別警報 氾濫 発生情報	5 相当
<警戒レベル4までに必ず避難！>				
4	危険な場所から全員避難 ・過去の事例や過去の災害時に避難する必要がある場所、危険な場所から避難する。 ・土砂災害警戒区域に指定されている場合は、土砂災害警戒区域から避難する。	避難指示 第4次防災体制 (避難指示を発令する)	土砂災害 警戒情報 高潮 特別警報 極めて危険 非常に危険	4 相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人は必要に応じて、危険な場所から避難する。 ・避難指示が発令された場合は、避難指示に従って避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示が発令する)	大雨警報 洪水警報 土砂災害 警戒情報 高潮 特別警報 警戒 (警戒情報) 氾濫 警戒情報	3 相当
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の危険箇所を確認する。 ・避難指示が発令された場合は、避難指示に従って避難する。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を開始する) 第1次防災体制 (避難指示を発令する)	大雨注意報 洪水注意報 土砂災害 警戒情報 高潮 注意報 注意 (注意情報) 氾濫 注意情報	2 相当
1	災害への心構えを高める ・心構えを高める。 ・避難の準備を確認。		早期 注意情報 (警戒情報の 可能性)	

※1 警戒レベル4は、過去の事例や過去の災害時に避難する必要がある場所、危険な場所から避難する。土砂災害警戒区域に指定されている場合は、土砂災害警戒区域から避難する。
※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人は必要に応じて、危険な場所から避難する。避難指示が発令された場合は、避難指示に従って避難する。

3.8 重要業務の継続

●被災時の厳しい状況でも、入所者・利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならない最低限の業務を「重要業務」として継続を目指す。

【補足13】

●検討結果をまとめる。

【補足13】 重要業務の継続に記載する。

3.9 職員の管理

①休憩・宿泊場所

●災害発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、「休憩・宿泊場所」の候補場所を検討し、指定しておく。通所事業所等を休止した場合はこれらも選択肢となる。

休憩場所： 1階相談室、白倉庫（保管物品を移動しスペース確保）

宿泊場所： 同上＋1F居室の上をロフト空間として使用。隣の農林業センター・アパートを一時契約

②勤務シフト

●震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。

参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう、災害時の「勤務シフト」原則を検討しておく。

<勤務シフトの原則> 最低週1日は休日とする。

3.10 復旧対応

①破損箇所の確認

●破損箇所の確認のために、被害のあった箇所は写真を撮り、記録しておく。

修理が必要な箇所は、対策本部のホワイトボードに記載し、担当者、期限を明記する。

②業者連絡先一覧の整備

●各種協力業者の連絡先を一覧化したり、非常時の連絡先を確認しておくなど、円滑に復旧作業を依頼できるよう準備しておく。

【様式2】 施設外・事業所外連絡リスト

【様式2】

③情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

●公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めておく。

風評被害を招く恐れもあるため、広報・情報班は、理事長、管理者との確認の他、関係機関との打ち合わせを行い、個人情報に留意し、一元的に丁寧な対応や説明を行う。

4. 他施設との連携

4.1 連携体制の構築

●連携体制構築の検討

- ・平常時から他施設・他法人と協力関係を築くことが大切。
- ・単に協定書を結ぶだけではなく、普段から良好な関係を作る。
- ・主な連携先と提携状況を【補足14】に記述する。

①近隣の法人

②所属している団体を通じての協力関係の整備

③自治体を通じて地域での協力体制を構築など

●連携体制の構築・参画

- ・単独での事業継続が困難な事態を想定して施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。
- ・地域で相互支援ネットワークが構築されている場合は、それらに加入を検討する。

【補足14】

●連携の推進ステップ

①連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

②連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

③地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

4.2 連携対応

①事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

- ・連携先と行事や炊出し等での利用者の相互の受入交流を可能な範囲で行う。

②入所者・利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

- ・避難先に必ずしも担当の職員も同行して利用者の引継ぎを行えるとは限らない。

避難先で適切なケアを受けることができるよう利用情報を記載した「利用者ファイル」を作成しておくことでリスクを低減する。

利用者
カード
(様式なし)

③共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

- ・連携先や地域の方とともに定期的に訓練を行い、施設の実状を理解いただき、対応力を高める。

5. 地域との連携

5. 1 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

●地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

災害派遣福祉チーム(DWAT)への登録を検討する。

5. 2 福祉避難所の運営

①福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

②福祉避難所の指定がない場合

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

その際、想定を超える人数の要援護者や近隣住民等が、施設・事業所へ支援を求めて来る場合も想定し、対応の仕方等を事前に検討しておく。

③福祉避難所開設の事前準備

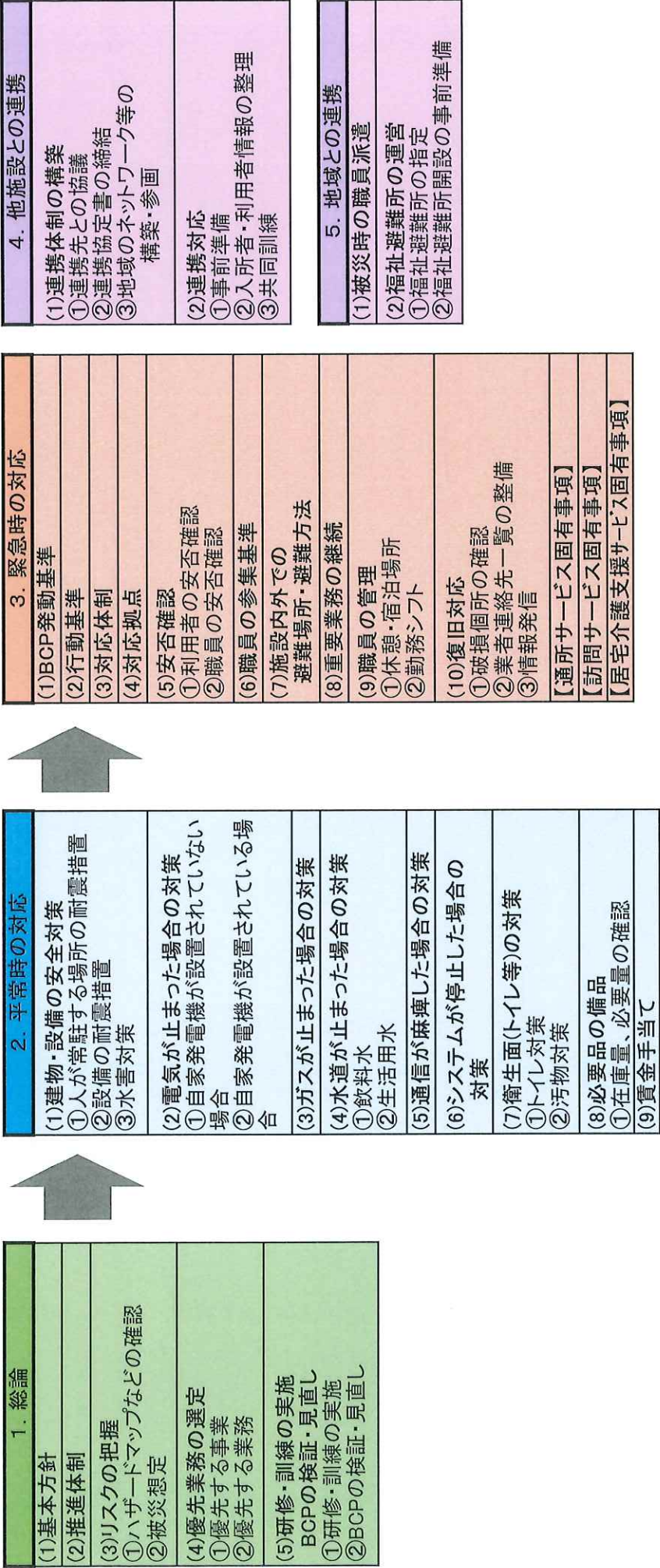
福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

<主な準備事項例>

- ・受入に必要な備蓄類を洗い出し整備する。
- ・資機材についてはレンタルを活用することも検討する。
- ・支援人材確保に向けた連携や受入方針を検討する。
- ・事務手続き等について市町村の窓口を確認しておく。

(参照)福祉避難所の確保・運営ガイドライン 内閣府(防災担当)

自然災害(地震・水害等)BCPのフローチャート



補足6：ハザードマップ

施設・事業所が所在するハザードマップを貼り付ける。下記ハザードポータルを活用。

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

地震 南海トラフ地震 震度7

令和6年4月時点では事業所のある富里市御料、十倉周辺は「震度4」が想定されている

尚、法人・事業所職員が多数在住している富里市、芝山・多古町、成田・八街市は、ほぼ震度4の想定であり、車での移動や出勤の可能性が高いが、、、佐倉・八千代市に在住の3名の職員は、広範囲で震度5強が想定されていることから、道路路面の亀裂や陥没（液状化の想定も佐倉・八千代市は広範囲であり）、渋滞、迂回路の閉鎖などから、車での移動や出勤が困難と思われる。

津波 ●●市到達3分、高さ27m

想定なし

液状化 強（建物傾斜、下水道使用不可）

富里市全域が想定なし

液状化の調べ方

- ①ハザードポータルで住所を入力
- ②「すべての情報から選択」を選ぶ
- ③「土地の特徴・成り立ち」を選ぶ
- ④「地形区分に基づく液状化の発生傾向図」を選択
- ⑤地図上に液状化の強弱の色が付く
- ⑥「解説」を選ぶと弱～強の色が表示される

強の場所は、地震発生時の液状化で建物の沈下・傾斜、電柱等の沈下・傾斜、下水道等の破損、マンホールの隆起が発生する。

土砂崩れ 施設までの道路が土砂災害のリスク 大

想定なし

水害（洪水） 浸水深さ：5～10m

想定なし

高潮、溜池等 浸水深さ：5～10m

想定なし

東日本大震災の経験値として震度7の地域の復旧日数は、下記の通り。

通常は、電力が復旧しないと、携帯電話、メールは使えないが、自家発電機使用時は着信可能。

震度 7 想定		使用想定		当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	自家発電で通常の50%で電氣を使用	自家発電機 (燃料補充で延長可)	→	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→
昇降機 (1・2F)	自家発電で通常の50%を踏まえ使用	自家発電機 (燃料補充で延長可)	→	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→
飲料水 (一人3ℓ/日)	スプリング-用水1, 500L分を「ろ過」使用 (利用者12+職員13)人×3ℓ×7日=525ℓ	備蓄分+貯水槽ろ過水→									給水車	→
生活用水 (トイレ含) (一人1ℓ/日)	スプリング-用水1, 500L分を使用 25人×1ℓ(×トイレ4回/日)×7日=700ℓ	貯水槽→									給水車	→
ガス	LPガス1.80PM 4本使用にて復旧対応可	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
固定・携帯電話	着信をメインで使用 (ルミナス間は送受信可)	自家発電機 (燃料補充で延長可)	→	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→
メール	着信をメインで使用 (ルミナス間は送受信可)	自家発電機 (燃料補充で延長可)	→	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→
道路 (物品調達)	ご利用者搜索用自転車を使用	通行止め→		部分復旧→								
道路 (受診)	フルリクライニング車椅子を使用											

補足８：優先業務の検討

□様式7-災害で優先する業務(出勤率30%、発災後6時間)で必要な人員を計算

□出勤可能者（徒歩・自転車など）をイメージ

①職員「高梨、前川、伊藤達也、林光」

②ボランティア（元職員）「粕谷、越川、天野、倉持、嶋本」

③法人他事業所応援「渡辺CM、幡野」

□複数の業務が行える職員

□逆に言えば、普段から複数の業務ができるように教育していくことが重要

下表の必要職員の想定に当たっては、日中のみ2F利用者様を2名程1Fフロアでケア
させて頂く等、各フロアのご利用者調整（集団ケア）も検討。

	優先業務	必要な職員数[人]							
		朝		昼		夕		夜間	
		1F	2F	1F	2F	1F	2F	1F	2F
優先	与薬介助	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0	0
	排泄介助	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.5	0.5
	食事準備・介助	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5	0.4	0	0
	見守り	0.6	0.2	0.6	0.2	0.6	0.2	0.5	0.5
状況を踏まえ	看護・健康保持								
	環境衛生（消毒）								
	衛生処理（ゴミ・オムツ）								
	各階の合計(名)	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.0	1.0
	全合計(名)	3.0		3.0		3.0		2.0	

補足9：建物・設備の安全対策（地震、水害）

建物関連（建築の専門家に判断いただく）

対象	対応策	備考
躯体（柱、壁、床）	柱は重量鉄骨、壁は随時補修を実施	
天井	天井は壁の工事に合わせ点検済み	
窓	居室、出入口のガラス飛散防止フィルムを部分的に貼付	

什器（家具、キャビネット・机）、パソコン等 転倒防止策を検討する

対象	対応策	備考
事務所の什器	キャビネットは転倒防止の突っ張り棒使用	
食堂の食器棚	転倒防止の突っ張り防止用 ガラス飛散防止フィルムの貼付け	
風呂場の棚	棚を壁に固定する	
風呂桶	固定式	
利用者居室の家具	腰高のみ設置	
パソコン本体	本体は低位置設置にて転落なし 重要なデータは、バックアップをとり保管	
ディスプレイ	2 デスク中央で使用又はラック内で使用	

建物外部の施設 ライフラインに関係するインフラが大丈夫か確認する

対象	対応策	備考
受水槽	台座固定されており、土砂崩れ等の懸念なし	
ＬＰガス	ＬＰガスボンベ４本使用でベルト４本での完全固定	
非常用自家発電機	台座固定されている	

風・水害対策関連 水害危険地域の場合は検討が必要

対象	対応策	備考
出入口	地面より高く、側溝や排水溝の詰まりはない	
施設周辺	地面より高く、側溝や排水溝の詰まりはない	
逆流防止	風呂、トイレ等の排水溝からの逆流なし	
屋外重要設備	地面設置は自家発とスプリンクラー槽のみで双方とも台座高あり、浸水箇所なしと判断	
屋根、倉庫、テラス	R5年2月に屋根・外壁塗装済み。倉庫はアンカーボルト固定、風除けあり。テラス・カーポートはメーカー最強風対応	

補足１０：電気、ガス、生活用水が止まった場合の対策

電気…非常用自家発電機で事業所の50～60%分の発電可能

稼働させるべき設備及び必要な備品		自家発電での自動発電で代替え	代替え、備考
【医療機器】 喀痰吸引、在宅酸素、アイスノン	稼働させるべき設備及び必要な備品	①電力供給日数 ・タンク燃料のみ：夏2日半、冬2日 ・軽油燃料補充で：制限なく連続運転可 ②燃料提供先 ・須永石油（タンク容量の350ℓ配達可） ③左記の機器設備を同時に全て使用する事が出来ないもので、間引きして使用	医療機器等の予備バッテリー、自動車のバッテリーやシガレットの変換器電源を活用
【設備機器】 昇降機、浄化槽（トイレ）、消防設備			昇降はおんぶらっく、トイレはポーターで対応
【空調設備】 エアコン、扇風機、石油ファンヒーター			カセットコンロ・石油ストーブ各2台、湯たんぽ、カイロ、保冷剤
【照明器具】 ホール、廊下、階段、トイレ、台所は必須			ランタン10ヶ、懐中電灯6ヶ、ローソク（保管に限定） （上記個数分の単1・3電池×2）
【冷蔵庫】 4台			事務所・ストック用冷蔵庫でペットボトル保冷剤保管
【情報機器】 固定電話、テレビ、PC・FAX・スマホ・ネット環境			広域停電時は地域や相手方の状況によって使用不可を想定 利用者情報は書面で保管

ガス

稼働させるべき設備及び必要な備品	ＬＰガスボンベでの代替え	代替え、備考
【給湯器】お湯、お風呂	①設置本数 ・1.80を4本	入浴中止しウエットティッシュ、清拭対応
【調理器具】コンロ	②運用 ・2本空になると発報にて補充 ③復旧 ・復旧ボタンで使用再開	カセットコンロ、ホットプレート ※非常停止の場合、給湯器等の機器のリセットを行う

飲料水

稼働させるべき設備及び必要な備品	代替策	備考
【飲料】一人2.3ℓ/日	日に2.3ℓを摂る	スプリンガー水のろ過水や自販機からの供給も含む
【食事、水分】一人0.8ℓ/日	アルファ米のために必要	
【口腔ケア】上記に含む	ペーパー、スポンジ等での清拭対応も含め、職員数に応じてサービス提供	

補足１０：電気、ガス、生活用水が止まった場合の対策

生活用水

稼働させるべき設備及び必要な備品	代替策	備考
【入浴】	当面、休止し清拭	
【トイレ】	スプレッシャー水をトイレに使用し小バケツで流す	使用する水量 大4L×1回、小0.5L×3回＝5.5L/日/人
【清掃、手拭き、消毒】	次亜塩素水、保湿シート、ガーゼ使用	

補足１３：重要業務の継続

様式７-災害と同じ復旧想定にする。

この場合、

震度６…停電３日、断水７日

震度７…停電７日、断水３週間

経過 目安	夜間 職員のみ	発災後 ６時間	発災後 １日	発災後 ３日	発災後 ７日
出勤率	出勤率３％	出勤率３０％	出勤率５０％	出勤率７０％	出勤率９０％
在庫量	在庫１００％	在庫９０％	在庫７０％	在庫２０％	在庫正常
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	職員・入所者の 安全確認のみ	安全と生命を 守るための 必要最低限	食事、排泄中心 その他は休止 もしくは減	一部休止、減と するが、ほぼ 通常に近づける	ほぼ通常どおり
給食	休止	必要最低限の メニューの準備	飲用水、栄養補 給食品、簡易食 品、炊き出し	炊き出し 光熱水復旧の範 囲で調理開始	炊き出し 光熱水復旧の範 囲で調理開始
食事介助	休止	応援体制が 整うまでなし 必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助	必要な利用者に 介助
口腔ケア	休止	応援体制が 整うまでなし	応援体制が 整うまでなし	適宜介助	ほぼ通常どおり
水分補給	応援体制が 整うまでなし	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 必要な利用者に 介助	飲用水準備 ほぼ通常どおり
入浴介助	失禁等ある利用 者は清拭	適宜清拭	適宜清拭	適宜清拭	光熱水が復旧し だい入浴

(出典) 令和元年度社会福祉推進事業「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」

(提供) 社会福祉法人 若竹会 非常災害等対策計画(一部抜粋)

【感染防止】この感染防止は、もちろん、感染を予防し、同じでも良い

[illegible]

【ライフライン】【防災備品】

[illegible]

【防災備品 (医薬品・衛生用品・日用品)】

[illegible]

【飲料、食品】利用者数、事業規模を踏まえ、食品レトルト系は各3日分の献立作成。食品インスタント系は4日分を備える。
(利用者に合わせた①常食、②軟菜食、③ソフト食/パースト食/ゼリー食を視野に入れる)

No.	区分	品目	備蓄量		単位	保管場所	担当者	調達先	備考
			目安	備蓄量					
2	飲料	飲料水(2リットル/日/人)	300	350	ℓ	スプリング・槽	介護・調達班	自施設	利用者12・職員13×2ℓ/日×7日分
3	(自販機)	ジュース類(果物、野菜)	25	25	ℓ	自販機	介護・調達班	ダイドー	
4	(自販機)	お茶(500ml)	30	30	ℓ	自販機	介護・調達班	ダイドー	利用者12・職員13×1ℓ/日×7日分
5	(自販機)	他、ジュース(炭酸、コーヒー)	150	150	ℓ	自販機	介護・調達班	ダイドー	
	(自販機)	栄養ドリンク	84	15	本	自販機	介護・調達班	ダイドー	利用者12×1本/日×7日分
6	食品(レトルト系)	アルファ米(利用者おかず) 品目多数	110	120	袋	更衣室・階段	給食班	タイハイ、ヨシケイ、パラマ	利用者12×3回/日×3日分
7	(レトルト系)	無洗米(利用者・職員 主食)	10	0	kg	更衣室・階段	給食班	タイハイ、ヨシケイ、パラマ	利用者12・職員8=2.7kg/日×3日分
8	(レトルト系)	レトルト粥(味:)	40	0	袋	更衣室・階段	給食班	タイハイ、ヨシケイ、パラマ	
9	(レトルト系)	レトルト粥(味:)	40	0	袋	更衣室・階段	給食班	タイハイ、ヨシケイ、パラマ	利用者12×3回/日×3日分
10	(レトルト系)	レトルト粥(味:)	40	0	袋	更衣室・階段	給食班	タイハイ、ヨシケイ、パラマ	
11	(レトルト系)	缶詰(おかず:)	50	0	缶	更衣室・階段	給食班	タイハイ、ヨシケイ、パラマ	利用者12×3回/日×3日分
12	(レトルト系)	缶詰(おかず:)	50	0	缶	更衣室・階段	給食班	タイハイ、ヨシケイ、パラマ	職員8×2回/日×3日分
13	(レトルト系)	缶詰(おかず:)	50	0	缶	更衣室・階段	給食班	タイハイ、ヨシケイ、パラマ	
14	(レトルト系)	缶詰(おかず:)	24	4	缶	更衣室・階段	給食班	タイハイ、ヨシケイ、パラマ	利用者12×0.5缶(2人入り)/日×4日
15	(レトルト系)	缶詰(菓子:)	24	4	缶	更衣室・階段	給食班	タイハイ、ヨシケイ、パラマ	
16	(レトルト系)	経管栄養食	-	-	-	-	-	-	入居なし
17	(レトルト系)	高カロリー食(ウイダー・インゼリー等)	48	0	袋	更衣室・階段	給食班	タイハイ、ヨシケイ、スーパー	利用者12×1袋/日×4日
18	(インスタント系)	インスタント食品(カップ麺、味噌汁等)	50	0	個	更衣室・階段	給食班	タイハイ、ヨシケイ、スーパー	利用者12×3回/日×4日分
19	(インスタント系)	インスタント食品(カップ麺、味噌汁等)	50	0	個	更衣室・階段	給食班	タイハイ、ヨシケイ、スーパー	職員8×2回/日×4日分
20	(インスタント系)	インスタント食品(カップ麺、味噌汁等)	50	0	個	更衣室・階段	給食班	タイハイ、ヨシケイ、スーパー	
22									
23	衛生用品	紙コップ、紙皿	各300	各250	個	階段の物品棚	給食班	ホームセンター	利用者12×3回/日×7日(職員現物使用)
24		割り箸、使い捨てスプーン	各200	各100	個	階段の物品棚	給食班	ホームセンター	利用者12×3回/日×7日(職員現物使用)
25		ペーパータオル	11200	84000	枚	階段の物品棚・更衣室	介護・調達班	パラメディカル、タカサ等	使用場所8ヶ所×200枚/日×7日
26		ティッシュペーパー	5250	36000	枚	階段の物品棚・更衣室	介護・調達班	パラメディカル、タカサ等	使用場所5ヶ所×150枚/日×7日
27		キッチンペーパー	14	100	ロール	階段の物品棚・更衣室	介護・調達班	パラメディカル、タカサ等	1日1ロール×2フロア
28		ウェットティッシュ(食事・洗顔時等)	2000	400	枚	階段の物品棚	介護・調達班	パラメディカル、タカサ等	3枚/回×5回/日×7日×18名
29		ビニール・ポリ袋、ゴミ袋	500	500	枚	階段の物品棚・事務所	介護・調達班	ホームセンター	
30		ラップ(50m/22・30cm) 他	15	15	個	階段の物品棚	介護・調達班	ホームセンター	使用場所2ヶ所×1個/日×7日
31									
32	厨房関連	カセットコンロ(ボンベ)	2(8)	2(8)	台	更衣室シンク	介護・調達班	ホームセンター	
33		ホットプレート	2	2	台	更衣室・1F台所シンク	介護・調達班	ホームセンター	
34		屋外用コンロ(かまど)/大鍋	4/2	4/2	台/個	タイヤ倉庫	介護・調達班	ホームセンター	U字溝、ブロック、BBQコンロ2ヶ使用
		バーベキュー用の炭	3	1	箱	タイヤ倉庫	介護・調達班	ホームセンター	3日～4日分

【对策本部、防災備品】

[illegible]

様式7-災害：業務分類（優先業務の選定）（災害用）

施設の業務を重要度に応じて4段階に分類し、出勤状況を踏まえ縮小・休止する。入所者・利用者の健康・身体・生命を守る機能を優先的に維持する。（出勤率をイメージしながら作成。）

※：電気の復旧が3日は震度6の想定、震度7では7目に復旧の想定

分類名称	定義	業務例	出勤率			
			30%(発災後6時間)	50%(発災後3日)	70%(発災後7日)	90%(21日)
業務の基本方針						
A:継続業務	・優先的に継続する業務 ・通常と同様に継続すべき業務	食事、排泄、医療的ケア、清拭 等	食事(災害時メニュー、朝夕のみ) 排泄(オムツを利用) 医療的ケア(必要最低限)	食事(災害時メニュー、簡易食品) 排泄(ほぼ通常通り) 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭	食事(ほぼ通常通り) 排泄(ほぼ通常通り) 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭	食事(通常のメニュー) 排泄 医療的ケア(ほぼ通常通り) 清拭
			【インフラ対策】 電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 ガスの復旧(容量確認) その他物資の調達。修理の依頼	飲料水、生活用水の確保 必要に応じガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼	飲料水、生活用水の確保 必要に応じガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼	飲料水、生活用水の確保 必要に応じガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼
B:追加業務	・災害復旧、事業継続の観点から新たに発生する業務	【インフラ対策】 電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 ガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼 【人員対策】 出勤者の確保、シフト調整 応援者の手配、教育 委託業務の提供中止に対する対応	電気用燃料確保、発電機の点検 飲料水、生活用水の確保 ガスの復旧(容量確認) その他物資の調達。修理の依頼	飲料水、生活用水の確保 必要に応じガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼	飲料水、生活用水の確保 必要に応じガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼	必要に応じガスの調達 その他物資の調達。修理の依頼
			出勤者の確保、シフト調整 施設内、法人内応援者の手配 行政、関連団体等への応援要請 給食、清掃、洗濯業務の見直し	応援者の受入、教育 法人内の玉突き支援 行政、関連団体等への応援要請 給食、清掃、洗濯業務の見直し	職員員の復旧に合わせ応援者の縮小 法人内の玉突き支援 行政、関連団体等への情報提供 給食、清掃、洗濯業務の正常化	職員員の復旧に合わせ応援者の縮小 法人内の正常化 行政、関連団体等への情報提供 給食、清掃、洗濯業務の正常化
C:削減業務	・規模、頻度を減らすことが可能な業務	入浴、機能訓練 口腔ケア 洗顔 洗濯 掃除 等	入浴(休止) 機能訓練(休止) 必要者に、うがい 洗顔(休止) 洗濯(休止)。ディスプレイで対応 清掃(感染対策のみ)	入浴(休止)。適宜清拭 機能訓練(褥瘡・拘縮予防) 必要者に、うがい 洗顔(必要者に清拭) 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	入浴(休止) 機能訓練(褥瘡・拘縮予防) 適宜口腔ケア 洗顔(必要者に清拭) 洗濯(必要最低限) 清掃(感染対策のみ)	入浴(ほぼ通常通り) 機能訓練(ほぼ通常通り) 口腔ケア(ほぼ通常通り) 洗顔(ほぼ通常通り) 洗濯(ほぼ通常通り) 清掃(ほぼ通常通り)
			以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の縮小(実施回数の制限) ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の縮小(実施回数の制限) ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会
D:休止業務	・上記以外の業務		以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の縮小(実施回数の制限) ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会	以下の縮小(実施回数の制限) ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会
			付随する短期入所事業(ショートステイ)について、介護者のレスパイトを理由とした利用を休止(縮小)する(在宅サービスの縮小による受け皿とする)	付随する短期入所事業(ショートステイ)について、介護者のレスパイトを理由とした利用を休止(縮小)する(在宅サービスの縮小による受け皿とする)	付随する短期入所事業(ショートステイ)について、介護者のレスパイトを理由とした利用を休止(縮小)する(在宅サービスの縮小による受け皿とする)	付随する短期入所事業(ショートステイ)について、介護者のレスパイトを理由とした利用を休止(縮小)する(在宅サービスの縮小による受け皿とする)